



アルコールチェッカー から始める コンプライアンス対応

コンプライアンス強化は社員との
対話による信頼感作りから始めよ

CASE 09

アルコールチェッカー導入によるコンプライアンス強化

道路交通安全に対する意識の高まりやコンプライアンス（法令遵守）強化を契機として、IT点呼機器を導入し、乗務員との対話や指導・教育を進めることで、乗務員の意識が高まり、運送品質の強化につながった。



課題・ニーズ

■ 飲酒運転が絶対ないようにしたい。

飲酒運転に対する規制強化や社会的責任の重大さを考え、精密なアルコール測定によって、絶対に飲酒運転をさせないようにしたい。これまでも発生したことはないが、前夜のアルコールが人によっては残る可能性もあり、100%残らないとは言えないので、それを防ぎたい。万が一、事故が発生した場合にアルコールが検出されれば、顧客の信頼を失ってしまう。

会社 情報

営業所数：2、車両台数：40（冷蔵車、ウィング車等）

飲料、食品

上場企業の貨物であり、輸送品質が要求される。コンプライアンスは特に重要。



導入効果

■ アルコールチェックが確実に証明される。

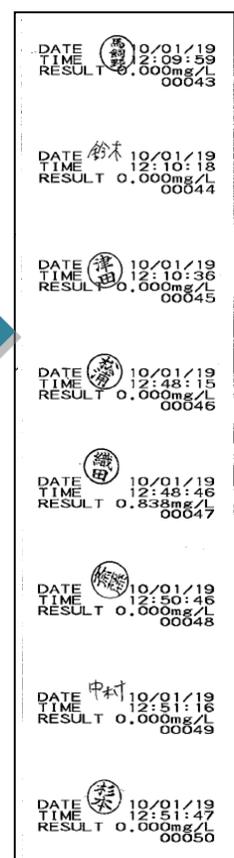
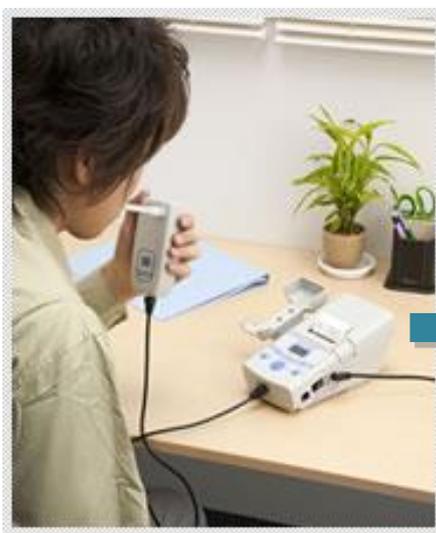
アルコールチェックの時間、本人証明なども記録に残り、アルコールチェックが確実に証明される。

■ ドライバーとの信頼関係が深まった。

導入当初は、アルコールチェックを行うということでドライバーからの抵抗があったが、導入を進めていく過程で、十分な対話をして納得してもらったため、かえってドライバーとの信頼関係は深まったと考えている。

システム概要

アルコールチェッカーは、呼気中のアルコール濃度をガスセンサーで計測する装置であるが、息を吹きかけて計測するだけの単純なものから、パソコンに計測値や計測者画像を記録するものまで、様々な種類がある。事例企業では、アルコール検査が正確で、検査結果をロール紙に印字できるタイプのアルコールチェッカーを導入した。センサーユニットは、検査精度を保つために一定時期に交換するため、常に正しいチェックができる。



■ 日常の運用

点呼時に、各ドライバーは、運行管理者の指示で、アルコールチェッカーを使って検査結果を印刷し、各自押印する。点呼が完了したら、アルコール検査結果を点呼記録表に貼り付けて記録を残している。今後、アルコールチェッカーの使用が義務化されることから、遠隔地への配送用に、携帯型も導入する予定である。

■ 法改正によるアルコールチェッカー使用の義務について

2010年4月公布、2011年4月施行予定の法改正（貨物自動車運送事業輸送安全規則）では、全営業所でのアルコール検知器の常備、出庫・帰庫時点呼の際のアルコール検知器による検査確認、遠隔地での点呼の際のアルコール検知器による検査確認を求めている。つまり、点呼時のアルコールチェックは、例外なく機器使用が義務化される。



コスト・期間

■ コスト

項目	費用
I. ハードウェア アルコール検査機	8 万円
II. 消耗品 アタッチメント、マウスピース 記録印字ロール紙	1 万円
III. その他の費用 ハンディユニット保守料 (検知精度を保持するための維持費)	1 万円／年
合 計(導入一時費用のみ)	9 万円

■ 導入期間

導入フェーズ	期間
I. 準備段階 検討、見積り	1ヶ月
II. 導入段階 ハードウェア購入、試行期間	2ヶ月
III. 運用段階 運用開始	6ヶ月
合 計	9ヶ月



成功要因

■ コンプライアンス強化の重要性を社内で認識させた。

2001年に道交法及び刑法改正で飲酒運転の罰則強化がなされたが、この強化は適正な運行管理を行っている事業会社では起こり得ないという感覚であった。その後、リコール隠し事件や食肉偽装事件などの影響で、大手企業ではコンプライアンス強化が重要課題となっていた。事例企業は、大手荷主から要求される安全対策は、それまでにない強い要望であると感じ取った。そこで、コンプライアンスに対する社員の認識を高めるため、社内の会議や通達事項で、安全対策への危機感を強めるようにしてきた。

■ ドライバーとのミーティングで理解を求めた。

ドライバーとのミーティングでもトップが直接参加し、荷主企業の社名や製品がペイントされている車両による違反事故が、どれだけの悪影響を与えるかについて、危機感を持つように繰り返し説明をした。安全運行を維持することが大切であること、違反事故を起こさないことが、荷主を守り、会社を守り、社員を守る方法だということをドライバーが真剣に認識してもらうよう努めた。

■ 安全対策の一環としてのアルコールチェッカー導入。

事例企業では、アルコールチェッカーの導入を安全対策の一環としての導入を行った。他にドライブレコーダーの導入によるヒヤリハット対策なども行い、全社で運輸安全マネジメントを推進していくことを宣言して、導入につなげるようにした。

■ 職務規定の強化と懲戒規定の制定。

職務規定に、勤務時間前8時間の飲酒禁止を明記し、飲酒運転に関する懲戒処分を強化した。また、乗務員指導において、アルコール分解時間は個人差があることから、酒気が残る可能性があることを指導し、酒気が少しでもあれば乗務禁止にすることを通知徹底した。

■ 試行期間中の検査の実施。

アルコール分解の時間や量などを実際に測定してもらうため、試行期間を多めに取り、実際の検査を何度か実施し、個人差、体調などによる差異を体験してもらった。



失敗のリスク

■ 社内での合意なしに導入する。

2011年施行のアルコールチェッカー義務付けにより、ドライバーの認識も変わっていくことは確実だが、精度の高いアルコールチェッカーを導入した場合、個人差によって、酒気がのこるケースもあり、導入のための社員との対話を通じた合意形成が必要だ。多くのドライバーはプロ意識を持っており、監視されることを嫌う。思わぬ抵抗によってモラルダウンしないようにしなければならない。

■ アルコールが検知された社員をすぐに処分する。

8時間以上飲酒していなくても、アルコールは検知されることが必ずある。個人の認識、前日の飲酒の量、時間など、どんな場合に自分は検知されるかについて実証し、学習する機会を与えなくてはならない。いきなり処分などされたら、処分が目的の導入と思われてしまう。

■ 飲酒対策指導が必要なドライバーの存在を確認せずに導入する。

ドライバーの中に、特に飲酒対策指導が必要な社員がいる場合がある。家族や同僚の協力も得ながら適切に指導すれば改善できるかも知れない。そうしたドライバーの存在を確認せずに導入すれば、すぐに処分せざるを得ない。本人のためにもならないし、他のドライバーからも処分のための導入だったと思われる可能性もある。

■ I T点呼へのレベルアップを考慮せずに機器を選定する。

業務上、I T点呼が有効な事業者もある。I T点呼では、アルコールチェッカーの結果データをパソコンに取込む機能が必須となっている。本事例で紹介したアルコールチェッカーは、パソコンと連動できない。このような機器を導入してしまうと、アルコールチェッカーをさらに買い直すことになってしまう。

■ アルコールチェッカー義務化の施行日に間に合わない。

現在の予定では、2011年3月施行である。社内の合意形成やドライバーの個別指導、社内規定の整備、試行期間を考えればすぐにでも準備をしなければ、施行日に機器を購入しただけとにならないようにしなければならない。